

周防大島町告示第107号

平成16年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成16年11月19日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成16年11月24日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
武政 輝夫君	平村 真成君
魚谷 洋一君	松井 岑雄君
黒田 壇豊君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

11月25日に応招した議員

11月26日に応招した議員

応招しなかった議員

平成16年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成16年11月24日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成16年11月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第1 議席の指定について
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第3 会期の決定について
- 追加日程第4 議員提出議案第1号 周防大島町議会会議規則の制定について
- 追加日程第5 議員提出議案第2号 周防大島町議会委員会条例の制定について
- 追加日程第6 議員提出議案第3号 周防大島町議会事務局設置条例の制定について
- 追加日程第7 副議長の選挙について
- 追加日程第8 議席の一部変更について
- 追加日程第9 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第11 議案説明
- 追加日程第12 議案第1号 周防大島町役場の位置を定める条例ほか204件の条例制定の専決処分の承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第1 議席の指定について
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第3 会期の決定について
- 追加日程第4 議員提出議案第1号 周防大島町議会会議規則の制定について
- 追加日程第5 議員提出議案第2号 周防大島町議会委員会条例の制定について
- 追加日程第6 議員提出議案第3号 周防大島町議会事務局設置条例の制定について
- 追加日程第7 副議長の選挙について

- 追加日程第8 議席の一部変更について
追加日程第9 常任委員会委員の選任について
追加日程第10 議会運営委員会委員の選任について
追加日程第11 議案説明
追加日程第12 議案第1号 周防大島町役場の位置を定める条例ほか204件の条例制定の専決処分の承認を求めることについて

出席議員（26名）

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
11番 武政 輝夫君	12番 平村 真成君
13番 魚谷 洋一君	14番 松井 岑雄君
15番 黒田 壇豊君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 松岡 正子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中本 富夫君

		教育長（暫定）	西村 高明君
総務部長	椎木 巧君	総務課長	吉田 芳春君
総合政策課長	村田 雅典君	財政課長	奈良元正昭君
企画課長	中野 守雄君	税務課長	橋本 澄夫君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
商工観光課長	中原 忍君	環境生活部長	田村 博君
生活衛生課長	東原 正一君	水道課長	上元 勝見君
下水道課長	嶋元 則昭君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	吉村 正晴君
橘総合支所長	坂本 薫君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長	横山 充生君		

午前9時00分開会

事務局長（山内 章弘君） 周防大島町発足後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。つきましては、出席議員中、黒田議員が年長の議員でございますので、御紹介を申し上げます。

それでは、黒田議員、議長席に御着席願います。

〔臨時議長 黒田 壇豊君議長席に着く〕

臨時議長（黒田 壇豊君） ただいま御紹介をいただきました黒田壇豊でございます。地方自治法第107条の規定にのっとりまして、臨時議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから平成16年第1回周防大島町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。

お諮りをいたします。議事の進行につきましては周防大島町議会会議規則が制定されておりましたが、今議会に議員提出議案第1号で提案される周防大島町議会会議規則案に準じて進行したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（黒田 壇豊君） 異議なしと認めます。よって、議事の進行につきましては、周防大島町議会会議規則案によって進めてまいります。

ここで町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長（中本 富夫君） 臨時議会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

私は、このたびの周防大島町長選挙におきまして、町民各位の温かい御支援によりまして、無投票当選の栄に浴させていただき、初代の周防大島町長として町政を担当することになりました。まことに光栄に存じますとともに、その責任の重大さに改めて身の引き締まる思いがいたしております。

また、議員各位におかれましても、11月14日執行の町議会議員選挙におきまして見事激戦を突破され、御当選を勝ち得られましたことに対しまして心からお喜びを申し上げますとともに、今後は新町発展のため、絶大なるお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、大島郡4町では地域の最重要課題として取り組んでまいりました久賀町、大島町、東和町、橘町の合併が実現をし、去る10月1日、町民の皆様様の夢と期待を担った周防大島町が誕生をいたしました。これもひとえに合併の実現に取り組んでこられました合併協議会委員を初め町議会の皆さん、そして、町民の皆様様の御尽力のたまものであり、ここに深く敬意と感謝を申し上げます。御存じのとおり、国、地方ともに厳しい財政状況を踏まえ、地方にできることは地方にゆだねるとの原則に基づき、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む三位一体の改革により、地方自治体にとりましてはこれまで以上にそれぞれの町づくりに対する自己決定、自己責任が求められ、地域間競争が一層激しくなるものと想定をされております。

大島郡4町ではこうした時代の流れを踏まえ、4町による県内2番目の合併により、新町を誕生することができたところであります。

しかしながら、合併はそれ自体が目的ではなく、あくまでも町づくりの一つの手段であり、その効果を最大限発揮をし、新町建設計画に掲げる主要プロジェクトを初めとする諸事業に取り組むことにより、今後町民の皆様様に合併してよかったと感じていただけるような町づくりを進めていくことが重要であり、未来の子供たちに、よりよい町を引き継いでいかなければならないと考えております。

こうした認識に上に、これまでの4町の歴史や文化、伝統をしっかりと受け継ぎ、周防大島町の発展と飛躍に向け全力を傾注し、新町建設計画の町づくりの将来像である「元気・にこにこ・安心」で21世紀に羽ばたく先進の島の実現に誠心誠意努力する所存でありますので、町議会議員の皆様方並びに町民の皆様様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、初議会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

引き続きまして、出席参与の自己紹介をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

総務部長（椎木 巧君） それでは、私の方から自己紹介をさせていただきます。総務部長の椎木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（吉田 芳春君） 総務課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総合政策課長（村田 雅典君） 総合政策課長の村田です。よろしくお願いいたします。

健康福祉部長（馬野 正文君） 健康福祉部長の馬野でございます。よろしくお願いいたします。

産業建設部長（岡村 春雄君） 産業建設部長の岡村です。どうぞよろしくお願いいたします。

環境生活部長（田村 博君） 環境生活部長の田村です。よろしくお願いいたします。

教育長暫定（西村 高明君） 教育長の西村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

公営企業局総務部長（横山 充生君） 公営企業局総務部長の横山です。よろしくお願いいたします。

教育次長（布村 和男君） 教育次長の布村でございます。よろしくお願いいたします。

久賀総合支所長（野口 菊義君） 久賀総合支所長の野口でございます。私の管内には椋野出張所もございますので、あわせてよろしくお願いいたします。

大島総合支所長（山本 治君） 大島総合支所長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

財政課長（奈良元正昭君） 財政課長の奈良元でございます。よろしくお願いいたします。

東和総合支所長（吉村 正晴君） 東和総合支所長の吉村です。よろしくお願いいたします。

橘総合支所長（坂本 薫君） 橘総合支所長の坂本薫です。よろしくお願いいたします。

日程第1．仮議席の指定について

臨時議長（黒田 壇豊君） 続きまして、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定をいたします。よろしゅうございましょうか。

日程第2．議長の選挙について

臨時議長（黒田 壇豊君） 日程第2、議長選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（黒田 壇豊君） ただいまの出席議員は26名です。

会議規則第32条の規定により、立会人に1番、久保雅己議員、2番、伊東梅芳議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでは公職選挙法第68条2の第4項の案分する規定は準用されていないので、同法第68条第1項第8号の「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」に該当し、無効票となりますので、氏名を確実

に記入されますよう特に御注意申し上げます。

〔投票用紙配布〕

臨時議長（黒田 壇豊君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（黒田 壇豊君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

臨時議長（黒田 壇豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。点呼に応じて順次投票を願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	久保 雅己議員	2 番	伊東 梅芳議員
3 番	土手 正喜議員	4 番	平野 和生議員
5 番	荒川 政義議員	6 番	浜戸 信充議員
7 番	杉山 藤雄議員	8 番	神岡 光人議員
9 番	田村 三郎議員	10 番	伊藤 秀行議員
11 番	新山 玄雄議員	12 番	平村 真成議員
13 番	魚谷 洋一議員	14 番	松井 岑雄議員
16 番	広田 清晴議員	17 番	魚原 満晴議員
18 番	富田 安英議員	19 番	木村 潔議員
20 番	中本 博明議員	21 番	平川 敏郎議員
22 番	田中隆太郎議員	23 番	小田 貞利議員
24 番	尾元 武議員	25 番	安本 貞敏議員
26 番	武政 輝夫議員	15 番	黒田 壇豊議員

臨時議長（黒田 壇豊君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（黒田 壇豊君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。久保議員、伊東梅芳議員の開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

臨時議長（黒田 壇豊君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26 票、有効投票 26 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、新山議員 25 票、広田議員 1 票。この選挙の法定得票数は 7 票です。したがって、新山議員が議長に当選されました。
(拍手)

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（黒田 壇豊君） 新山議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

新山議員、登壇の上、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

議員（仮議席 11 番 新山 玄雄君） ただいま御推挙をいただきました新山でございます。身に余る光栄と存じております。また、新しい町の新しい出発のこの議会、大変に重責を感じております。皆さんとともに、住民の付託にこたえるように一生懸命努力してまいりたいと思います。先ほど町長さんからお話もございました。10月1日に4つの町が一つになりました。これからは心を合わせて、力を合わせて、この周防大島町をすばらしい町にみんなが「元気・にこにこ・安心」、元気で笑顔で安心のできる町をつくっていかねばなりません。合併に伴いましてやっぱりさまざまな不安があります。悩みも苦しみも皆さん持っていらっしゃいます。もちろん夢も希望も期待も皆それぞれにお持ちだと思えます。その夢と希望と期待を一身に担って、ここに今、私たちは立っておるのでございます。その付託にこたえるように、これからお互いに努力をしてまいりたいと思います。周防大島町は過疎と高齢化、非常に厳しい現実があります。地方自治をめぐる状況も非常に厳しい現実があります。

しかし、ここにいらっしゃる議員諸氏、そして、執行部の皆さん、力を合わせれば、そして、住民の皆さんと一つになって町づくりをしていけば、必ず新しい方向が生まれてくる、夢と希望が実現できると存じております。浅学非才でございます。本当に未熟な私でございますが、皆様の御指導と御鞭撻をいただいて、民主的な、そして、公平な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）。

臨時議長（黒田 壇豊君） 以上をもちまして臨時議長の職務をすべて議了しました。

新山議長、議長席にお着きを願います。（拍手）どうも皆さん御協力ありがとうございました。
(拍手)

〔臨時議長退席、議長着席〕

議長（新山 玄雄君） どうもありがとうございました。どうぞよろしくをお願いいたします。何かとふなれな点があろうかと存じますが、お許しのほどお願い申し上げます。

ここで暫時休憩をいたします。議事日程の調整をいたしますので、休憩でございます。

午前 9 時 25 分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1．議席の指定について

議長（新山 玄雄君） お手元に配布してあります追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思えます。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

議員（16番 広田 清晴君） 私は、できるだけ先に、会期日程について別に必要がないから協議してやるんだというふうに思いますが、私は少なくとも今回、初議会で実際的にかなりの議案が出されております。会期の決定をしたら、仮にそういう、いわゆる延長、いわゆるずらすことはできますが、少なくとも議会、会期というのは議員にとっては非常に重要なことなんです。そういう立場からすれば、少なくとも委員会構成し、そして、その後きちっと執行部議案が提案されるわけですから、その時点で会期の決定を議題としても、決しておかしくはないというふうに考えております。ですから、今時点で会期の決定をすべきじゃないということだけ言っておきます。

議長（新山 玄雄君） 今、広田議員さんの発言がございましたが、いかがでございましょうか。暫時休憩をいたします。

午前11時17分休憩

.....
午前11時18分再開

議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

よって、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。御異議ないと認めます。

そして、追加日程第1、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定いたします。議席は御着席のとおりです。ただいまのとおり議席を指定しました。

追加日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（新山 玄雄君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を議題とします。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、久保雅己議員、2番、伊東梅芳議員を指名します。

追加日程第3．会期の決定について

議長（新山 玄雄君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日から11月29日までの6日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の初議会、いわゆる初議会、御承知のようにかなりの豊富な議案数があります。とりわけ実際的に言うなればこれだけの審議をわずか三、四日でやってしまうというのは、それは私たち議員として町民から付託されて、思う存分はいじゃ初議会臨んだかといえ、決して私は十分な役割は果たせんというふうに考えております。

したがって、会期はやっぱりある程度29日ではなしに、もうちょっと、きちっととるべきだというふうに思っております。29日については異議あります。

以上、言うときます。

議長（新山 玄雄君） 先ほど説明もありましたが、状況により会期の延長もできるということではございますので、それをお含みの上で、先ほど広田議員から異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

本臨時会の会期は、本日から11月29日までの6日間とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数でございます。よって、本臨時会の会期は本日から11月29日までの6日間に決定しました。

追加日程第4．議員提出議案第1号

追加日程第5．議員提出議案第2号

追加日程第6．議員提出議案第3号

議長（新山 玄雄君） 追加日程第4、議員提出議案第1号周防大島町議会会議規則の制定についてから、追加日程第6、議員提出議案第3号周防大島町議会事務局設置条例の制定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土手正喜議員。

議員（3番 土手 正喜君） 議員提出議案第1号、第2号、第3号について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議員提出議案第1号周防大島町議会会議規則の制定についてであります。

本件は、地方自治法第120条の規定に基づき、周防大島町議会の会議の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定めようとするものであります。

次に、議員提出議案第2号周防大島町議会委員会条例の制定についてであります。

本件は、地方自治法第109条、第109の2、第110条、第111条の規定に基づき、周防大島町議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めようとするものであります。

次に、議員提出議案第3号周防大島町議会事務局設置条例の制定についてであります。

本件は、地方自治法第138条の規定に基づき、議会の庶務的事務の処理等のため、議会事務局を設置しようとするものであります。

以上が、提案の理由でございます。議員各位におかれましてはよろしく御審議をいただき、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議員提出議案第1号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 16番、広田です。この会議規則37条の項を見てくださいませ。37条については、いわゆる「議長は、必要があるときは、2件以上の事件を一括」、これは一括であります。が、実際的に一括を、運用を誤ると、かなり混乱が起こるといふこともあります。旧町においてそれぞれ応用してきたところであり、一括の件については、そういうところで、実際的には2件以上の事件、これは性質の類似するものというふうにとらえてええのかどうなのか。

また、質疑等は条例上、1つずつできちよるわけ。たまたま簡易上、一くりにしちよるだけであって、1条例ごとに質疑をやるというとりえ方で、仮に一括としたとしても、それでよるしいのかどうなのか、その辺をちょっと提案者の方に聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 土手議員さん、お願いします。

議員（3番 土手 正喜君） 一応これは全国の町村議長会の編集による標準の町村議会の会議規則と、標準の町村議会委員会条例をもととした規定の条文になっております。

それと、委員会条例の方につきましては、議員の定数、本町の執行部の機構組織を勘案して、できるだけ本町に適合させるべく規定条文としてつくり上げたものだということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には、私は、議会が、議員が提案するんですから、事前によく練って、本会議では質疑がないというのがベターなんです。御承知のとおりです。いわゆる同僚議員が提案して、同僚議員が質疑をするわけです。

ただ、今回の場合ははっきり言って、この提案時点では少なくとも議員間のいわゆる提案する中身が、合意が得てないという立場から、基本的には質疑をさしていただきようということをお理解いただきたいというふうに思います。

それと、もう一点は、今、土手議員さんが言われたいわゆる委員会条例、今この1号だけですから、1号について触れようりますが、やっぱりそれらの条例をどういうふうに解釈しちよるかということが大事な点というふうに私は考えております。

ですから、一括議題についてはより性質的には、いわゆる性質の違うものは一括としてくらないという考え方でよろしいかという確認だけとつちよけばよろしいわけなんです。いいですかね。

議長（新山 玄雄君） 事務局。

事務局長（山内 章弘君） 今のただいまの一括議題、関連があるものについては一括してやると。1事件1議案の原則でやっていくと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議員提出議案第2号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも委員会条例、今回改めて実際的どう考えるかという点では非常に難しい面があります。

まず1点、2条を見てくださいませ。委員会条例2条が、総務常任委員会10人でやっております。その点で聞いておきたいのは、基本的には規則、そのほか 総務文教常任委員会を見てください。「他の常任委員会の所管に属さない事項」というのがあります。ほいで、これを書いちゃきゃすべての他の委員会を網羅するわけです。それは中身はわかっちゃるんですが、実際的に私は今回合併によっていわゆる総合支所、それはかなり重要なところなんです。それはきちっと所管を決めちゃったらええんじゃないかというふうに思うわけなんです。例えば、総合支所部門の、要するに、担務する部分はどこでやるんかちゅう具体的に入れちゃった方が、総合支所の重さがわかりよいんじゃないかというふうに思います。その点で提案者の方にどういうふうに考えちよるのか、聞いておきたいと思います。

2点目として、4条の2項を見てくださいませ。4条の2項は、「議会運営委員会、9人とする」ということで、ほいじゃこれは一応法的拘束力を持って以降、4条の2項、「議会に議会運営委員会を置く」と、いわゆる設置の条例部分なんです。そこはやっぱり地方自治法上の、例えば、議長から諮問を受けた場合とか、そういう3点ぐらいはきちっと入れちゃった方がええんじゃないかと。確かに言われるように標準会議規則には出ておりませんが、少なくとも議会運営委員会が法的拘束力を持って以降は、会議規則の中に少なくとも議長の諮問を受けた内容とか、3点ぐらいあります。それをきちっと入れちよかんと、何をするんかとか、設置だけはしたが、何

をするんかということになりやせんだろうかということが考えられます。少なくとも条例設置のときは、ほいじゃ議運は何をするんだと。議長、いわゆる地方自治法には載っております。地方自治法に載っちゃう3項、109条ぐらいかね。地方自治法の109条、そこんところぐらいはきちっと入れちょかんと、いわゆる何をするんかちゅうことを入れちょかんと、ちょっとまずいんじゃないかという点が一つ。

それと、ちょっと後先になります。総務常任委員会10人というのはおおむねここは議長が入るだろうという予測はつきます。もう一点、10人という書き方をしちよると、全員が入るわけですから、議長もそこへ入るんじゃないかろうかと、どこへ入るかわかりませんが。というときに、基本的には議長の採決の取り扱いが非常に難しくなるという側面があります。例えば、議長は本会議においてはやっぱり採決権についてはきちっと決まっております。ほいじゃ委員会においたら、議長が委員会に出て、いわゆる採決に臨むのか臨まないのか。あとの条文とのかかわりがあるので、その辺はやっぱりすっきりしちよった方がええんじゃないかというふうに、表決権です。それはどういうふうにするんかと、提案者の方へ聞いちょきたいというふうに思います。委員会に出たときのいわゆる議長の表決についてはどうするんかという点は、やっぱりきちとしちよかんやいけんのじゃなからうかというふうに思いますので。二通りの考え方があるのはわかっておりますから。

議長（新山 玄雄君） 答弁は事務局長にさせます。山内事務局長。

事務局長（山内 章弘君） お答えいたします。

今の総務常任委員会ですが、10人というのは一応議長さんは多忙ですから、一応常任委員を辞退するということができます。そのために26人ですから、8人、8人、9人という形でやっております。

それと今、ここで支所のことがありますけど、それはまた一応、これは総務が皆するような感じにとれますけど、そういうものはそういう委員会を開いて、皆さん方で決めていただいたらと思っております。これは標準的なものを上げておりますから。

それと、議運です。これに対しても標準的に3委員会あるというんで、ただ3名ずつ出していただいたらというふうな形で、全国的にも今、会派とかなんか、会派の届け出を今から議運なんかできて、それから諮っていただいて、それで、議長さんが決めていただくという、会派届はそういうふうになっております。

だから、これを運用して、ほいで、運用をやり出してから、そこでまた皆さん方に協議していただいて、ほいで、改正点があれば、改正点をしていただいたらというふうに思っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一応よりベターなものができるば、改正はやぶさかじゃないと。当然のことではありますが、今時点ではそういう状況という提案で。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議員提出議案第3号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第1号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。

追加日程第4、議員提出議案第1号周防大島町議会会議規則の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。

追加日程第5、議員提出議案第2号周防大島町議会委員会条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。

追加日程第6、議員提出議案第3号周防大島町議会事務局設置条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決いたしました議案の公布行為などのため、ここで暫時休憩いたします。

次の会議は午後 1 時より再開いたします。

午前11時36分休憩

午後 1 時00分再開

議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 7 . 副議長の選挙について

議長（新山 玄雄君） 追加日程第 7、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 1 項の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（新山 玄雄君） ただいまの出席議員は 2 6 名です。

会議規則第 3 2 条の規定により、立会人に 3 番、土手正喜議員、 4 番、平野和生議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでは公職選挙法第 6 8 条の 2 第 4 項の案分する規定は準用されないもので、同法第 6 8 条第 1 項第 8 号の「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」に該当し、無効票となりますので、氏名を確実に記入されますよう特に御注意申し上げます。

〔投票用紙配布〕

議長（新山 玄雄君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（新山 玄雄君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番 久保 雅己議員

2 番 伊東 梅芳議員

3番	土手 正喜議員	4番	平野 和生議員
5番	荒川 政義議員	6番	浜戸 信充議員
7番	杉山 藤雄議員	8番	神岡 光人議員
9番	田村 三郎議員	10番	伊藤 秀行議員
12番	平村 真成議員	13番	魚谷 洋一議員
14番	松井 岑雄議員	15番	黒田 壇豊議員
16番	広田 清晴議員	17番	魚原 満晴議員
18番	富田 安英議員	19番	木村 潔議員
20番	中本 博明議員	21番	平川 敏郎議員
22番	田中隆太郎議員	23番	小田 貞利議員
24番	尾元 武議員	25番	安本 貞敏議員
26番	武政 輝夫議員	11番	新山 玄雄議長

.....
議長（新山 玄雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。土手議員、平野議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（新山 玄雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、有効投票24票、無効投票2票です。有効投票のうち、久保議員19票、荒川議員2票、神岡議員1票、広田議員1票、武政議員1票、白票2票。この選挙の法定得票数は6票です。したがって、久保議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（新山 玄雄君） 久保議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

久保議員、登壇の上、当選の承諾及びごあいさつをお願いします。どうぞ。

議員（1番 久保 雅己君） このたび不肖私が副議長に選任されたことは非常に光栄の至りと存じております。今後は議長を補佐し、議会運営を円滑にしていきますよう努力いたしますので、どうぞ皆様方の絶大なる御支援と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

追加日程第 8 . 議席の一部変更について

議長（新山 玄雄君） 追加日程第 8、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更します。武政議員の議席を 11 番に、安本議員の議席を 1 番に、新山議員の議席を 26 番に、久保議員の議席を 25 番にそれぞれ変更します。

ここで暫時休憩をします。次の会議は 1 時 30 分より再開いたします。

午後 1 時 13 分休憩

午後 1 時 30 分再開

議長（新山 玄雄君） ただいま変更した議席はお手元に配りました議席表のとおりであります。

追加日程第 9 . 常任委員会委員の選任について

議長（新山 玄雄君） 追加日程第 9、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第 2 条の規定により、常任委員会は 3 委員会構成され、総務文教常任委員会 10 名、民生常任委員会 8 名、建設環境常任委員会 8 名で、各議員は、地方自治法第 109 条第 2 項の規定により、いずれかの常任委員会に所属します。

選任の方法は、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、皆様からの希望をとり、調整し、選任をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、皆様からの希望をとり、調整し、選任をいたします。

第 1 希望、第 2 希望をただいま配布します。用紙に御記入され、提出願います。（「先に希望をとってから」と呼ぶ者あり）希望をお願いします。提出願います。

暫時休憩いたします。次の会議は 2 時より再開いたします。

午後 1 時 33 分休憩

午後 2 時 02 分再開

議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員の選任につきましては、検討の結果、次のとおり決しましたので、事務局長より朗読をさせます。

事務局長（山内 章弘君） それでは、申し上げます。

総務文教常任委員会、土手議員、浜戸議員、伊藤秀行議員、（「ちょっとゆっくり読んで」と呼ぶ者あり）はい。（「名簿くれるんじゃろ」と呼ぶ者あり）ちょっと今、名簿をすぐつくっておりませんのですけど。

議長（新山 玄雄君） 後で名簿を提出します。今つくっておりません。

事務局長（山内 章弘君） 土手議員、浜戸議員、伊藤秀行議員、黒田議員、木村議員、中本議員、平川議員、尾元議員、久保議員、新山議員、以上10名です。

それでは、民生常任委員会委員、安本議員、平野議員、荒川議員、平村議員、魚谷議員、松井議員、広田議員、魚原議員、以上8名です。

建設環境委員、伊東梅芳議員、杉山議員、神岡議員、田村議員、武政議員、富田議員、田中議員、小田議員、以上8名です。

追加日程第10．議会運営委員会委員の選任について

議長（新山 玄雄君） 追加日程第10、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第4条の2第2項の規定により、委員定数9名であります。各常任委員会は3名の議会運営委員を選出され、また、各常任委員会、議会運営委員会において正副委員長の互選を願います。

暫時休憩します。次の会議は2時30分より再開いたします。

午後2時07分休憩

午後2時34分再開

議長（新山 玄雄君） 議会運営委員及び各常任委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読させます。

事務局長（山内 章弘君） それでは、議会運営委員を申し上げます。

土手議員、荒川議員、神岡議員、伊藤秀行議員、松井議員、広田議員、富田議員、中本議員、小田議員。

続きまして、常任委員会の正副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員長、土手議員、同副委員長、平川議員。民生常任委員長、安本議員、同副委員長、魚原議員。建設環境常任委員長、伊東梅芳議員、同副委員長、田中議員。議会運営委員長、荒川議員、同副委員長、小田議員。

以上であります。

追加日程第 1 1 . 議案説明

議長（新山 玄雄君） 追加日程第 1 1、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。町長。

町長（中本 富夫君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本臨時会に提案をいたします案件は専決処分の承認に関するもの 2 7 件、人事案件 1 件であります。

議案第 1 号は、合併に伴いまして周防大島町の行政を運営する上において必要不可欠な「周防大島町役場の位置を定める条例」ほか 2 0 4 件の条例制定について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、1 0 月 1 日専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

議案第 2 号は、地方自治法施行令第 2 条の規定に基づき、合併に伴い周防大島町の財政を運営する上において予算が議会の議決を経て成立するまでの間、1 0 月 1 日から 1 2 月 2 8 日までを暫定期間とし、暫定予算を調整をし、執行することになりますことから、平成 1 6 年度周防大島町一般会計暫定予算について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、1 0 月 1 日専決処分をしたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

議案第 3 号から議案第 1 2 号までは、平成 1 6 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計暫定予算ほか 1 0 特別会計暫定予算について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、1 0 月 1 日専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

議案第 1 3 号は、平成 1 6 年度周防大島町公営企業局企業会計暫定予算について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、1 0 月 1 日専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものであります。

議案第 1 4 号は、地方自治法施行令第 1 6 8 条第 2 項の規定に基づき、周防大島町指定金融機関の指定について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、1 0 月 1 日専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものであります。

議案第 1 5 号から議案第 1 7 号は、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、合併に伴い周防大島町として柳井地区広域消防組合ほか柳井広域関係の一部事務組合への加入につきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、1 0 月 1 日専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

議案第 1 8 号は、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定に基づき、合併に伴い周防大島町として山口県市町村公平委員会への加入につきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、1 0 月 1 日専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

議案第19号は、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、光市・大和町及び宇部市・楠町の合併に伴い、山口県市町村公平委員会から脱退することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、10月1日専決処分をしましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

議案第20号から議案第26号は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、光市・大和町及び宇部市・楠町の合併に伴い、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合ほか関係一部事務組合から脱退することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、10月1日専決処分をしましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

議案第27号は、地方自治法第263条の2第1項の規定に基づき、相互救済事業経営を委託することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、10月1日専決処分をしましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

同意第1号は、今議会の会期の末日で任期満了となる周防大島町教育委員会委員の任命について御同意をお願いするものでございます。

以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、私なり、関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。（「休憩とってもらって、ちょっと議運開かせてください」と呼ぶ者あり）はい。

じゃ暫時休憩します。何分ぐらいですか。（「これは5分か10分でもいいです」と呼ぶ者あり）はい。暫時休憩です。どうぞ。

午後2時43分休憩

午後3時02分再開

追加日程第12．議案第1号

議長（新山 玄雄君） 追加日程第12、議案第1号周防大島町役場の位置を定める条例ほか204件の条例制定の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第1号周防大島町役場の位置を定める条例ほか204件の条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町の発足に伴いまして行政運営を執行する上において必要不可欠な周防大島町の位置に関する条例ほか204件の条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づ

き、専決処分をいたしましたので、本議会に報告をし、承認をお願いするものでございます。専決処分いたしました条例は、地方自治法及び市町村の合併に関する特例法に基づき設置されました合併協議会及び旧4町間で協議が整った事項につきまして条例化を図ったものでございますが、この205件の条例の中で、特に大きな調整のあった幾つかのものにつきまして、個別に概要を説明をさせていただきます。

ただいまから説明いたしますが、まず、この条例集をお配りしておと思いますが、これの中で目次を見ていただきたいのですが、周防大島町条例目次というのがございまして、条例第1号から順番にずっと並んでおります。

それで、条例第1号の右側にナンバーがついております。このナンバーは開いていただきますと、周防大島町役場の位置を定める条例の上にナンバー002というのがついておと思いますが、条例の本文のこの上に出ております。

それで、まことに申しわけないんですが、目次につきましてはこの条例ごとに目次が1、2、3と振ってございます。それで、目次の方で見ますと、条例第1号はどこにあるかといいますと、ナンバー002、次の休日に関する条例でいいますと、条例は第2号ですが、ナンバーが005ということで、めくっていただきまして上にナンバー005というのが出ておりますので、濟いませんが、ページではなくてナンバー005というところでページをめくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、条例第1号周防大島町役場の位置を定める条例についてであります。

周防大島町役場の位置を、周防大島町大字小松126番地2と定めるものでございます。新町事務所の位置について、平成15年12月11日、第14回の合併協議会で御確認をいただいたものを条例化したものでございます。

次に、条例第6号周防大島町行政組織条例についてでございます。

ナンバーでいいますと、ナンバー028、28番でございます。この条例は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、総務部、健康福祉部、産業建設部、環境生活部の4部を設置し、それぞれの部の事務分掌を定めるものでございます。この条例の施行につきましての具体的な事項は、周防大島町行政組織条例施行規則において、町長の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、必要な行政組織を定めております。さらに、周防大島町事務決裁規程におきまして、町長の権限に属する事務の処理について各職員の職務及び権限を明確化し、事務遂行の責任体制の確立と合理的かつ能率的な処理に関し必要な事項を定めたところでございます。

次に、条例第7号、ナンバーでいいますと30番です。周防大島町総合支所及び出張所設置条例についてであります。

この条例は、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、総合支所及び出張所を設置し、それぞれの所管区域を定めるものでございます。この条例の施行についての具体的な事項は、周防大島町総合支所及び出張所設置条例施行規則において、総合支所及び出張所の事務分掌を定めております。組織及び機構の取り扱いについてという項目で、平成15年9月11日の第11回合併協議会での確認をもとに条例化を図ったものでございます。

次に、条例第26号、次のページのナンバー134でございます。

この条例は、地方自治法第172条の規定に基づきまして、一般職に属する職員の定数を町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び公営企業局の職員の定数を定めたものでございます。総定数は725名であり、旧町と一部事務組合の合計定数は783名でありましたので、新町では58名の減となっております。

次に、条例第36号です。ナンバー175の1、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についてであります。

この条例は、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当について定めるものでございます。議会議員の報酬でございますが、旧4町での合同特別職報酬等検討会に諮問をかけまして、この答申を受け、報酬額、議長338万4,000円、副議長271万2,000円、常任委員長256万8,000円、議会運営委員長256万8,000円、議員247万2,000円と定めるものでございます。

次に、条例第37号、ナンバー175でございます。周防大島町報酬及び費用弁償条例についてであります。

この条例は、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、非常勤の特別職の報酬、費用弁償について定めるものでございます。報酬額でございますが、教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員につきましては、先ほどの議員と同じく旧4町での合同特別職報酬等検討会に諮問し、その答申を受け、そのほかの委員につきましては旧4町の報酬額を参考に、各部会で検討して定め、それを条例化したものでございます。

次に、条例第40号、ナンバー178でございます。周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例についてでございます。

この条例は、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、町長、助役、収入役及び公営企業管理者の給与及び旅費について定めるものでございます。旧4町での合同特別職報酬等検討会の答申を受け、給料月額を、町長78万2,000円、助役64万2,000円、収入役59万円、公営企業管理者59万円と定めるとともに、職務の重要性にかんがみ期末手当及び通勤手当の見直しを行って定めたものでございます。

次に、条例第42号、ナンバー180です。周防大島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例であります。

教育長は一般職の地方公務員であります。教育公務員特例法第17条第1項の規定によりまして、地方公務員法に定める給与、勤務条件等の規定が適用されませんので、同条第2項の規定に基づき、他の一般職に属する地方公務員とは別に給与、勤務時間、その他の勤務条件について、本条例で定めるものでございます。旧4町での合同特別職報酬等検討会の答申を受けまして、教育長の給料月額を収入役及び公営企業管理者と同額の59万円と定め、町長等の給与条例同様期末手当及び通勤手当の見直しを行い定めたものでございます。

次に、条例第43号、ナンバー181でございます。周防大島町一般職の職員の給与に関する条例についてであります。

この条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、一般職の職員の給与について定めるものでございます。職員給与の適正化は周防大島町の町政運営上、必要不可欠の課題でございます。職員給与は人事院の勧告に基づき改定されておりますが、今日の厳しい雇用社会経済情勢の中では広く町民にこの理解を得られるように見直していく必要がございます。そのため、今回の条例制定におきましては、合併前の4町の職員給料の状況を踏まえ、当面は現給の保障を確保しながら、1年間をめどに調整案の策定を進めることといたしております。

以下、主要な条項につきまして、かいつまんで御説明をさせていただきます。

第2条につきましては、一般職の職員の給与の種類について規定するものでございます。

第3条第1項及び第2項は、給料の本質を定め、別表で給料表を定めております。その別表第1は、行政職給料表で、歩制を導入することによりまして、職務の級を1級から9級と定めております。別表2は、医療職給料表4で、公営企業局以外に勤務する看護師及び準看護師に適用するものであります。別表3は、技能職給料表で、清掃センター及び衛生センターに勤務する技能士に適用するものであります。第3項は規則で、級別標準職務表を定めることを規定いたしております。

第4条で、初任給、昇格、昇給等の根本規定を定めております。

また、第8条以下の職員手当につきましては、新町としての統一性を保つ必要性から、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、期末勤勉手当等の見直しを行い、これを定めております。

次に、条例第48号、ナンバー223でございます。周防大島町特別会計条例についてであります。

この条例は、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、特定の事業を行う場合、または特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある11の特別会計を設置することを定めたものでございます。

次に、条例第51、ナンバー241でございます。周防大島町国民健康保険税条例についてでございます。

この条例は、国民健康保険条例第12条により別に定めることとしております国民健康保険税について定めるものでございます。国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者及び介護納付金、課税被保険者に係る所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割で課税することとしておりますが、各町の税率に大きな差異がございましたので、応能応益割合及び介護納付金の確保を考慮しながら、公平負担の原則に立ち、急激な負担増が生じないように調整し、第3条において医療分、介護分、合計でございますが、均等割1万7,400円、平等割2万3,800円、資産割33%、所得割7.4%と定めたものでございます。この地方税の取り扱いについては、平成15年4月30日の第6回合併協議会で確認されたものをもとに調整をしたものを条例化したものでございます。

次に、条例第122号、ナンバー532でございます。周防大島町簡易水道事業給水条例についてであります。

この条例は、合併により14地区の簡易水道事業の管理運営について定めるものでございます。第29条の水道使用料金についてでございますが、旧町では検針月も使用料も大きく差異がございましたので、これを調整し、検針は2カ月ごとに統一し、使用料は基本料金2カ月12トンまでを1,860円、超過料金は13トンから32トンまでトン当たり220円、33トン以上、トン当たり200円といたしております。この調整は各町の使用料より、どの使用トン数でも同額か、または減額となるような調整として条例化したものでございます。簡易水道の取り扱いにつきましては、第10回の合併協議会で確認されたものをもとに調整し、条例化を図ったものでございます。

次に、条例第124号、ナンバー539です。それと、これから下水の関連になりますので、同時に説明いたします。条例第124号、125号、126号、127号、128号、129号でございます。これはまず、公共下水道の設置及び管理条例と、それに付随いたします公共下水道受益者分担に関する条例、要するに、設置管理条例と受益者分担条例とが、まず、公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業で、3つの下水道事業を新町では取り組んでおりますが、これらに関する3つの下水に対する条例制定でございます。そういうことでございますので、ナンバー536から545までの条例でございます。一括して御説明いたします。

これらの条例は合併により2地区の公共下水道事業、4地区の農業集落排水処理施設、1地区の漁業集落排水処理施設の管理運営について定めるものでございます。下水道使用料についてありますが、旧町では検針月も使用料も大きく差異がありましたので、これを調整し、検針は2カ月ごとに統一し、使用料は基本料金2カ月、12トンまで1,800円、超過料金は13ト

ンから40トンまでトン当たり160円、41トン以上、60トンまでトン当たり120円、61トン以上、トン当たり100円といたしております。

また、受益者分担金につきましても、受益者が所有する土地の面積で徴収する町、事業費に対する率で受益者均等徴収する町など各町で差異がありましたので、これを調整し、受益者が所有する区域内の土地1平方メートル当たり300円で統一し、条例化をしたものでございます。下水道の取り扱いにつきましても、第13回の合併協議会で確認いただきましたものをもとに条例化を図ったものでございます。

次に、条例第132号、ナンバーで567です。周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例についてであります。

この条例は、農業委員会等に関する法律第7条及び第19条により農業委員会の選挙による委員の定数を30人、部会を構成する委員の定数を選挙による委員の互選が15人、法12条第1号委員の互選が1名、2号委員の互選が4人と定めるものでございます。

この条例には附則がついておりまして、施行規則は、この条例は10月1日から施行するとなっておりますが、経過措置でこの条例施行の際、現に在任する選挙による委員につきましても、第2条の規定にかかわらず、平成17年7月19日までの間なお在任するものとするという在任特例をつけております。

農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについての合併協での確認は、第8回の合併協で確認をされておりますので、これをもとに条例化を図ったものでございます。

次に、条例第197号、ナンバー777でございます。それと198号、ナンバー778号でございます。消防団の関係でございますので、御一緒に説明させていただきます。

この条例は、消防組織法第15条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域を周防大島町消防団とし、その区域を周防大島町全域と定めるものでございます。また、団員の定数を972人とし、組織を団長、支部団長、支部副団長、分団長、副分団長、班長、団員と定めたものでございます。この消防団の取り扱いにつきましても、第6回の合併協議会で御確認いただいたものをもとに調整し、条例化を図ったものでございます。

以上で、条例第1号のうち公営企業局関係の条例、専決処分を除き補足説明を終わりたいと思います。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） それでは引き続き、専決処分をしました公営企業局関係の条例について補足説明を申し上げます。

従来の大島郡国民健康保険診療施設組合が大島郡4町合併により本町の公営企業局となったため、適用される地方公営企業法に基づいて条例化を図ったものでございます。

まず、条例第199号、ナンバーで781の01でございますが、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例についてであります。

第1条には、設置目的を定めたものであります。

第2条には、名称、位置、診療科目、病床数及び入所定員を定め、第3条には、地方公営企業法の全部を適用することを定め、第4条には、公営企業局を置き、病院等事業の管理者の権限に属する事務処理をさせるために管理者を置くことを定めるものでございます。

次に、条例第200号、周防大島町公営企業局総務部設置条例についてであります。

管理者の権限に属する業務及び事務を処理させるため、総務部を置くことを定めるものであります。

次に、条例第201号、周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてであります。

この条例は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、条例化したもので、給料、手当について定めるものであります。内容につきましては、医師、歯科医師に適用する医療職給料表1、薬剤師等の医療技術員に適用する医療職給料表2以外は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例に準じております。

次に、条例第202号、周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例についてであります。

この条例は、病院、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション等における利用者の使用料及び手数料を徴収することを定めるものであります。

次に、条例第203号、周防大島町公営企業局使用料及び手数料徴収条例についてであります。

この条例は、公営企業局の施設及び財産の使用につきまして、使用料を徴収することを定めるものであります。

次に、条例第204号、周防大島町病院等事業就学資金貸付条例についてであります。

この条例は、将来周防大島町病院等事業の業務に従事していただくために確保が困難な医師、歯科医師等職種に対して就学資金を貸し付けることを定めるものであります。

以上、公営企業局関係の条例について、補足説明を終わります。御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 以上で補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、延会することに決定しました。

本日は、これもちまして延会します。

次の本会議は、11月25日午前9時30分から開きます。

午後3時28分延会
